

電気通信事業会計規則の一部を改正する省令 概要

会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の改正に合わせて、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）と会社計算規則等の整合を図る観点から、電気通信事業会計規則の一部を改正するもの。

改正の概要は次のとおり。

改正の概要

電気通信事業会計規則の一部改正

勘定科目表及び財務諸表様式の記載事項として、株式引受権を新設する。

【改正を行う条項】

別表第一、別表第一の二、別表第二様式第 1、別表第二様式第 3、別表第二の二様式第 1、別表第二の二様式第 3

【施行日】

公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。